

# 第34回 総会 議事録

開催日時 令和2年4月28日(火曜日) 午後1時30分

開催場所 小松島市役所4階 大会議室

## (農業委員)

1番	山本 康信	2番	錦野 伸策	3番	竹内 信行	4番	原 一喜
6番	栗本 謙二	8番	谷崎 賢二	9番	湯浅 友子	10番	矢野 伸二
11番	江崎 恵子	13番	田川 貴之	14番	舩越 康博	15番	川瀬 益栄
17番	川寄 須美子	18番	青木 正廣	19番	高井 トミエ		

## (農業委員のうち欠席者)

5番	金西 章	7番	矢三 明子	10番	矢野 伸二	12番	大栗 栄信
16番	丸本 公一						

## (農地利用最適化推進委員の出席者)

出席者なし

## (事務局の出席者)

局長 添木 尚 次長 杉本 弘恵 書記 安部 裕介

## 議 案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第2号 農用地利用集積計画案審議について
- 議案第3号 農地移動適正化斡旋について

## 議案外

- 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第18条第6号の規定による通知について
- 報告第3号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

## その他

- 小松島市農地移動適正化あっせん基準及び基準細則の一部改正案について

総会開始時間 午後 1時 30分

## 議長（青木会長）

ただいまより、小松島市農業委員会 第34回総会を開催いたします。

なお、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、会議の規模を縮小しての開催となりましたので、農業委員のみで総会を開催させていただきます。

議事に入る前に議事録署名者に、8番 谷崎 委員 と 17番 川寄 委員をご指名いたします。よろしくお願ひいたします。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局（局長）

議案書の2ページをお開きください。

### 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

申請件数は、1件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲渡人住所、氏名、譲受人住所、氏名、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番及び2番は、農業廃止による所有権移転の申請です。

申請地は、田2筆、合計面積1,170㎡です。

譲渡人は、高齢のために農業廃止を考え、農地の買い手を探していたところ、同じ町内で農業を営んでいる譲受人に譲る話がまとまったため、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

なお、担当の金西委員が本日は欠席されていますので、事前にご意見を伺ったところ、特に問題なしとのことでした。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番及び2番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番及び整理番号2番については、原案どおり可決と認めます。

以上で、議案第1号を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」

事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局（局長）

それでは、議案書の3ページをお開きください。

### 議案第2号 「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、29件、73筆です。

- ◆議案書にそって、権利の種類、権利を設定する者の住所、氏名、権利の設定を受ける者の住所、氏名、権利を設定する農用地を朗読

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること及び耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、それから、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

4ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

## 議長

ありがとうございます。

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第2号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第2号を可決いたします。

引き続き、議案第3号「農地移動適正化斡旋について」

事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局（局長）

議案書の12ページをお開きください。

### 議案第3号 「農地移動適正化斡旋について」

申請件数は1件、1筆です。

◆議案書にそって、斡旋する物件、所有者住所、氏名、申出年月日、受付番号、所在位置図を朗読

斡旋に係る申出書一式並びに現地確認を行いました。すべて完備しておりました。  
なお、所在地図については、13ページに記載してありますので、ご確認ください。  
当市斡旋基準により斡旋を行いたいと思いますので、斡旋委員2名のご指名をお願いします。

### 議長

それでは、斡旋委員を私の方からご指名いたします。  
整理番号1番については、12番 大栗委員 と13番 田川委員が、  
地元及び近隣の地区担当委員となりますので、斡旋委員に指名いたします。  
ご異議ございませんか。

(※「なし」の声あり)

### 議長

ありがとうございます。  
それでは、議案第3号「農地移動適正化斡旋について」は、小松島市あっせん基準により  
斡旋を行いたいと思います。  
斡旋については、既に売買の相手方が決まっている場合や不動産業者などが介入し  
ている場合は斡旋の対象とはなりません。  
このことに注意しながら活動を進めてください。  
また、事務局にて斡旋候補者名簿を作成しておりますので、事務局にご相談ください。  
以上で、議案についての審議を終了いたします。

引き続き、議案外に移ります。  
報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について  
議案外について事務局より報告をお願いします。

### 事務局（次長）

議案書の14ページをお開きください。

### 報告第1号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出について』

届出件数2件、3筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人住所、氏名、譲渡人住所、氏名、申請内容、届出受付  
日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は田1筆の面積89㎡で、資材置場として、売買での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

整理番号2番及び3番は田2筆の合計面積1,897㎡、太陽光発電施設として、売買での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

## 事務局（次長）

議案書の15ページをお開きください。

### 報告第2号『農地法第18条第6項の規定による通知について』

申請件数 1 件、1 筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目・面積、賃貸人住所、氏名、借借人住所、氏名、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

借借人、賃貸人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

## 事務局（次長）

議案書の16ページをお開きください。

### 報告第3号『利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について』

申請件数 4件、12筆です。

◆議案書にそって、利用権の種類、設定した者の住所、氏名、設定を受けた者の住所、氏名、消滅する土地の所在地を朗読

各々、賃貸人と借借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、および利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

なお、17ページに詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

## 議長

ただいま、事務局より議案外3件について報告がありました。

何か質疑ございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 議長

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

引き続き、その他の案件の審議に移ります。

「小松島市農地移動適正化あっせん基準及び基準細則の一部改正案について」

事務局より説明をお願いします。

## 事務局（次長）

令和2年3月の小松島農業振興地域整備計画の変更及びこのたび令和2年4月1日施行の国の農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正がされたことを受けて、小松島市農地移動適正化あっせん基準及び基準細則の一部改正案を作成させていただきました。

このあっせん基準及び基準細則の一部改正案の策定にあたり、委員の皆さまのご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

主な変更点としては、1点目としまして「農地保有合理化法人」から「農地所有適格法人」に、2点目としましては「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変更になります。

3点目としましては、あっせんの第一順位の農業を営む者が「認定農業者及び地域の中心となる経営体」から「認定農業者又は認定就農者」に変更になります。4点目としましては、あっせんの流れの中で、貸し付けのあっせん申出があった場合などは農地中間管理事業の活用を促し、申出者が農業委員会のあっせんを希望した場合にあっせんを行うとの部分が追加や変更になります。

5点目としましては、あっせん委員が農業委員会の委員から2名だったが、農地利用最適化推進委員から1名以上に変更になります。

続きまして、先日郵送させていただきました新旧対照表①をごらんください。

1 ページ目の下段、農地移動適正化あっせん事業実施要領「(昭和45年1月12日付44農地B3、712号農林事務次官依命通達)の2」を「(3、712号のコンマを削除し、農林事務次官依命通知)」に訂正。

2 ページ中段 2. 農用地等の権利を取得させるべき者の(1) 農業を営む者(農業生産法人を含む)の( )の中、農業生産法人を農地所有適格法人に改正。(2) 当該農用地等の所在地を農地法第3条第2項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業の実施地域に含む同項ただし書に規定する政令で定める法人(以下「農地保有合理化法人」という。を当該農用地等の所在地を事業実施地域に含む農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構に改正。2 ページから3 ページにかけて、農地法施行令(昭和27年政令第445号第1条の6第1項第4号の2に規定する法人を含む。)を農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第3号に規定する法人を含む。)に改正。

3 (1) その農業経営には、専ら又は主としてその農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員)がいるものであること。( )の中(農業生産法人)を(農地所有適格法人)に変更。(2)、次の4 ページについても、同様の改正でございます。4 ページ下段から5 ページにかけては、農地保有合理化法人を農地中間管理機構に改正です。6 ページの6の農業農村整備事業、農業構造対策事業等との関連は、農業構造対策事業等を削除、その下の行、経営構造対策事業、交換文合事業、ほ場整備事業との関連において、を農業農村整備事業等に改正。8のあっせんについては(1) 委員会は次のアからウまでに掲げる場合に(2) から(14) までに定めるところによりあっせんを行うものとする。の次に文言を追加します。(7 ページ上段から中段が追加文言です。)

続きまして、8 ページ下段の(7) ですが、委員会は、(2) から(6) により農用地等の権利移動の相手方となるべき候補者を選定した場合には、「農業委員の中からあっせん委員2名を指名し」、の部分をも、「農地利用最適化推進委員の中からあっせん委員1名以上を指名し」に改正。

続きまして、2のあっせん基準細則の一部改正 新旧対照表をごらんください。1 ページは文言の訂正が1 か所、続きまして、2 ページは(区域別、作物別、経営形態別目標経営面積) 4. 基準4の(1)の「農業を営む者を第1順位とする。」は、1位認定農業者とありますが、「1位認定農業者又は認定就農者」と

認定就農者を追加。3ページの（あっせん委員の氏名）8.基準8の（7）の規定によるあっせん委員2名の指名については会長が農業委員の中から指名するものとする。」を「あっせん委員の指名については会長が農地利用最適化推進委員の中から1名以上を指名するものとする。」に改正。

様式につきましては、4ページ以降をごらんいただきますと、元号の削除や条、文言の改正、訂正などがございます。

説明については、以上でございます。

本日、委員の皆さまにお諮りした後に、徳島県へ進達し、認定を得る予定となっております。県の認定後に、新しい基準での運用を行います。事務局といたしましては、7月の改選後からの運用を考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

## 議長

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 議長

承認といたします。

事務局は、県へ提出をお願いします。

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第34回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡がございますので、宜しくお願いいたします。

総会終了 午後 1時 56分

議事録署名委員

8番 谷崎 賢二

17番 川崎 須美子